

大口町告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、道路を次のように廃止する。

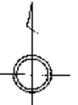
その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

大口町長 鈴木雅博

路線番号	路線名	起 点	終 点
1 5 6 9	町道 大屋敷 6 9 号線	大屋敷二丁目 4 5 番地先	大屋敷二丁目 3 5 番地先

町道路線廃止 町道大屋敷69号線 位置図



起点
大屋敷二丁目 45番地先

終点
大屋敷二丁目 35番地先

大屋敷二丁目

大屋敷字倉安
海田利地権記

神明社

1:2,000

